

非開示（相手に見せないこと）希望をされる方へ

以下の注意事項を必ず確認したうえで、非開示の希望をするか考えてください。

前提	調停は、相手と話し合っ解決する手続です。お互いに提出した書面を見ることは、話し合う準備をするために必要です。 審判は、相手に反論の機会を与えてから裁判官が判断するため、提出した書面を、お互いに読むことが必要な手続です。
----	--

⇒ **そのため、非開示を希望しても、裁判官の判断により認められないことがあります。**

非開示希望の類型

	非開示を希望する箇所	非開示の認められやすさ	理由
1	住所（居所）※要確認 ↓	△	1～4の情報が、相手に知られることによりあなたやお子さんの生命・身体に危険が及ぶ可能性が高い場合には非開示が認められることがあります。その情報が含まれた資料を提出する際には、その場所を自分で最初から黒く塗りつぶして提出してください。
2	電話番号		
3	お子さんの在籍する学校名や同所在地		
4	職場名及び同所在地		
5	本籍地	×	離婚や離縁などの事件は調停が成立した場合、本籍地の役場で戸籍の手続をするために、調書に必ず本籍地を記載する必要があります。
6	源泉徴収票や給与明細書などの収入額	×	婚姻費用や養育費などの負担額をいくりにすべきかの根拠として必要な情報です。
7	通帳などの記帳内容	△	毎月の振込み部分や光熱費などの引き落とし部分などは、婚姻費用などの支払いの根拠として必要です。事件に関係のない記帳部分を見られたくない場合には、自分でその場所を最初から黒く塗りつぶして提出してください。
8	あなたが伝えたいこと	△	裁判所には聞いてほしいが、相手に伝わると相手が激高したり、逆恨みされたりするおそれがあるような内容がある場合、【調停では】相手に伝えてもよい内容のみを記載した書面を提出し、それ以外は、調停委員に口頭で伝えてください。【審判では】その内容を踏まえて判断してほしい場合には、相手に反論する機会を設ける必要があるため、書面で提出する必要があり、その場合は非開示と認められない可能性があります。
9	再婚（離婚）したこと	△	再婚（離婚）や養子縁組（離縁）を理由とする申立ての場合（養育費の減額（増額）など）は、話し合いをするために、相手に伝える必要があります。再婚相手の収入状況や養子縁組した子の人数・年齢などは養育費を算定する際の根拠として必要な情報です。ただし、直接事件に影響がない部分（再婚した相手や養子縁組した子の名前など）については非開示と認められる場合もあります。
10	養子縁組（離縁）したこと		
11	診断書など	△	病名やけがの程度などが離婚を求める原因や養育費などの減額理由となっている場合には、原則認められません。病院名や病院の所在地からあなたの現住所が知られる可能性が高い場合には、その場所を自分で最初から黒く塗りつぶして提出してください。
12	氏名	△	調停・審判手続には原則必要です。

※ 債権者となる方（お金などを受け取る方）

住所を非開示希望された場合、調停成立後にあなたが転居すると、相手が支払ってくれなくて強制執行を行おうとしても、難しい、又は、できないことがあります。

<住所を隠すことで、あなたに不利益になることがあります。>

※ 債務者となる方（お金を払う方）

住所を非開示希望された場合、お金を払わないでいると、知らない間に強制執行されることがあります。

<住所を隠すことで、あなたに不利益になることがあります。>